解散公告（第一回）

当組合は、平成二十七年一月十八日開催の定時総会の決議並びに平成二十七年二月十四日到達の三重県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月二十七日

三重県いなべ市藤原町本郷八二九番地の二

本郷生産森林組合

清算人　羽場　宗弘

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十七年二月二十三日責任役員会決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月二十七日

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字南平野二七四五

宗教法人瑞祥菴寺

清算人　大橋　正道

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十七年二月二十一日開催の集会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月二十七日

香川県高松市東ハゼ町九一七番地三

マリオン栗林公園管理組合法人

清算人　小比賀栄作

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十七年二月二十八日開催の通常総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月二十七日

宮城県石巻市鹿又字梅木屋敷三一番地

梅木生産森林組合

代表清算人　鈴木英一郎

解散公告（第二回）

当基金は平成二十七年三月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月二十七日

滋賀県守山市木浜町二二九八―四

滋賀県トラック厚生年金基金

代表清算人　岡田　博

解散公告（第二回）

当基金は平成二十七年三月十三日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月二十七日

京都府京都市中京区西ノ京内畑町四一番三

京滋木材産業厚生年金基金

代表清算人　野瀬宇一郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年一月七日責任役員会の議決により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月二十七日

大阪府南河内郡河南町大字寛弘寺四一五番地二

宗教法人浄法寺

清算人　大矢　典秀

連絡先　大阪市東淀川区豊新五丁目一三番二〇号

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十七年二月十八日高知県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月二十七日

神奈川県藤沢市高谷一二九番三号

佐賀鉄工所厚生年金基金

清算人　坂田　潤一

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十七年三月十六日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月二十七日

滋賀県守山市木浜町二二九八―四

滋賀県トラック厚生年金基金

代表清算人　岡田　博

解散公告（第二回）

当基金は平成二十七年三月十三日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月二十七日

京都府京都市中京区西ノ京内畑町四一番三

京滋木材産業厚生年金基金

代表清算人　野瀬宇一郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年一月七日責任役員会の議決により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月二十七日

大阪府南河内郡河南町大字寛弘寺四一五番地二

宗教法人浄法寺

清算人　大矢　典秀

連絡先　大阪市東淀川区豊新五丁目一三番二〇号

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十七年二月十八日高知県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月二十七日

高知県吾川郡いの町一七〇〇番地一

いの町土地開発公社

清算人　筒井　正典

第二十九期決算公告

平成二十六年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産	四、一三八、四九一
固定資産	五、一五九、七八一
合計	九、二九八、二七二

負債及び純資産の部

流動負債	七九四、〇五八
固定負債	一三三、二九一
株主資本	八、三七〇、九二二
資本金	四、九九九、九九九
利益剰余金	三、三七〇、九二二
利益準備金	一、二六六、〇〇〇
その他利益剰余金	二、一〇四、九二二
合計	九、二九八、二七二

損益計算書の要旨　（単位・千円）

（自　平成二十六年一月一日　至　平成二十六年十二月三十一日）

営業収益	二、二四六、三三〇
営業費用	一、五六九、一四六
営業利益	六七七、一八三
営業外収益	三一、五三六
経常利益	七〇八、七二〇
特別利益	二五〇
特別損失	二、〇六〇
税引前当期純利益	七〇六、九〇九
法人税・住民税及び事業税	二七一、〇三四
法人税等調整額	七八七
当期純利益	四三五、〇八七

平成二十七年三月二十六日

横浜市港北区新横浜三丁目一〇番地

株式会社横浜アリーナ

代表取締役社長　東　淳

配当公告

岡山県総社市真壁一五〇番地の四

破産者　株式会社山神食品

右の者に対する岡山地方裁判所平成二十六年（フ）第七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、三〇七、七五九、八六七円

一、配当することのできる金額

金一六、九五六、五二六円

平成二十七年三月二十七日

岡山市中区浜一丁目七―三〇―二五　いちもと法律事務所

破産管財人　弁護士　市本　昭彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市北区北九条西四丁目一番地、最後の住所札幌市北区新琴似四条一丁目五番二号　藤井方　被相続人　亡　加藤　誠治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二十七日

事務所札幌市中央区南一条西三丁目　札石ビル五階　清水彰法律事務所

相続財産管理人　弁護士　清水　彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道士別市東山町三〇二六番地、最後の住所北海道旭川市神居七条一八丁目二番四号　被相続人　亡　久末　文男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二十七日

北海道旭川市五条通九丁目一一六三―一

コスモビル四階　旭川五条法律事務所

相続財産管理人　弁護士　金　昌宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県紫波郡紫波町上平沢字南馬場三六番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　佐藤　庄治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二十七日

岩手県盛岡市本町通二丁目一番三六号浅沼ビル二階

相続財産管理人　弁護士　山崎　哲雄